

令和2年11月18日
農 林 水 産 省

農林水産省地球温暖化対策推進チームの設置について

1 趣旨

政府全体の地球温暖化対策については、「地球温暖化対策計画」(2016年5月閣議決定)(以下、「政府温対計画」という。)及び「気候変動適応計画」(2018年11月閣議決定)(以下、「政府適応計画」という。)に基づき、緩和・適応策の総合的かつ計画的な推進を図っているところ。

農林水産省では、緩和策として、政府温対計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の着実な達成に向け、2017年3月に「農林水産省地球温暖化対策計画」(以下「省温対計画」という。)を策定し、森林吸収源対策、施設園芸・農業機械の省エネルギー対策等の取組を実施しているところ。また、適応策として、気候変動による被害の軽減・回避等に向け、2015年8月に「農林水産省気候変動適応計画」(以下「省適応計画」という。)を策定し、適応技術の開発・普及等の取組を実施しているところ。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた貢献、気候変動影響評価に関する最新の知見等を踏まえ、政府温対計画及び政府適応計画の見直しの動きと連動させつつ、農林水産分野の地球温暖化対策を強化する観点から、省温対計画及び省適応計画の改定を行うため、「農林水産省地球温暖化対策推進チーム」を設置する。

2 検討内容

- (1) 農林水産省地球温暖化対策計画の改定に関する事項
- (2) 農林水産省気候変動適応計画の改定に関する事項
- (3) その他

3 体制

- (1) チーム長は熊野農林水産大臣政務官、チーム長補佐は技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長及び大臣官房総括審議官とする。
- (2) チーム員は、関係する各局庁の部長・審議官級により構成する(別紙参照)。
- (3) 事務局は、大臣官房政策課環境政策室が担当する。

4 その他

別途、技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長を幹事長とする課室長級で構成される農林水産省地球温暖化対策幹事会により、省温対計画の改定等について検討する。

農林水産省地球温暖化対策推進チームの体制

チー ム 長：熊野農林水産大臣政務官

チーム長補佐：大臣官房技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長

大臣官房総括審議官

チー ム 員：大臣官房輸出促進審議官（兼食料産業局）

大臣官房生産振興審議官（兼生産局兼政策統括官）

大臣官房審議官（兼消費・安全局）

大臣官房審議官（兼経営局）

大臣官房参事官（環境・国際）

生産局畜産部長

農村振興局次長

政策統括官付農産部長

農林水産技術会議事務局研究総務官

林野庁森林整備部長

水産庁増殖推進部長

大臣官房統計部管理課長

事 務 局：大臣官房政策課環境政策室